山形県大釘峯地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号から折立沢左岸官民地境界線に沿って標柱八号に至る線に囲まれた区域

山形県最上郡大蔵村大字清水

字大釘峯　五〇二八番二四　標柱一号
五〇二八番一九　標柱二号
五〇二八番一九　標柱三号
五〇二八番二八　標柱四号
五〇二八番五　標柱五号
二〇一四番一　標柱六号
五六六五番　標柱七号
五七一一番一五　標柱八号

○農林水産省告示第二百四十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第五項の規定に基づき、平成十六年一月三十日農林水産省告示第百四十七号（農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件）の全部を次のように改正する。

平成二十四年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示は、公布の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用する。

○農林水産省告示第二百四十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、平成二十四年二月一日から適用する果樹共済に係る果樹について、平成二十三年一月十八日農林水産省告示第百二十五号（平成二十四年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十五年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件）の全部を次のように改正し、この告示の公布の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用する。

平成二十四年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十六年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成二十四年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
二八CN一一	平成二十四年一月二十日	血圧計第一類	ソシュウアマセセイミツギキユウゲンコウシ	ソシュウアマセセイミツギキユウゲンコウシ中華人民共和国コウソショウソシュウコウシンクシカヤマロ三百六十九号

○経済産業省告示第十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地	失効年月日
一〇四〇〇二	平成十年三月二十五日	水道メーター第一類	愛知時計電機株式会社　九州工場 福岡県福岡市博多区井相田三丁目三番五十号	平成二十三年十二月五日
一一四〇〇一	平成十年三月二十五日	水道メーター第二類	愛知時計電機株式会社　九州工場 福岡県福岡市博多区井相田三丁目三番五十号	平成二十三年十二月五日
二〇二三〇二	平成九年三月十四日	ガスメーター第二類	リコーエレメックス株式会社　岡崎事業所 愛知県岡崎市井田町三丁目六十九番地	平成二十三年十二月六日
二八二五〇一	平成七年五月十八日	血圧計第一類	パナソニック電工株式会社　彦根工場　ヘルシー・ライフ事業部 滋賀県彦根市岡町三十三番地	平成二十三年十二月二十六日
一〇一九〇一	平成十一年二月四日	水道メーター第一類	タカハタプレシジョン株式会社　甲府工場 山梨県甲府市住吉四丁目十七番一号	平成二十三年十二月二十七日
一一一九〇一	平成十一年二月四日	水道メーター第二類	タカハタプレシジョン株式会社　甲府工場 山梨県甲府市住吉四丁目十七番一号	平成二十三年十二月二十七日

○国土交通省告示第百二十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年二月一日

国土交通大臣　前田　武志

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(10)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　鷲の巣崎三角点（北緯三九度一五分五七秒、東経一四一度五五分二二秒） (2)　(1)に掲げる地点から三四一度〇〇分九五メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から四〇度三〇分一三〇メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から一三二度〇〇分一、二六〇メートルの地点	海岸保全施設の災害復旧	平成二十四年二月一日